



福祉だより 信州

社会福祉 HERO'S vol.09

野辺山の魅力を高める
農福のパートナーシップ

詳しくは巻末をご覧ください。



特集

令和3年4月、社会福祉法の改正により
重層的支援体制整備事業がスタートします。

No.

783

2021 2月号

令和3年4月、社会福祉法の改正により 重層的支援体制整備事業が スタートします。

重層的支援体制整備事業 (R3.4~)

I 相談支援

包括的な相談支援の体制



- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応 (既存の地域資源の活用方法の拡充)



生活困窮者の就業体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる等

I~IIIを通じ

継続的な伴走支援 多機関協働による支援 を実施

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・分野別のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート



新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化



厚生労働省地域福祉課 國信綾希課長補佐

地域共生社会の実現を目指して、市町村ごとに「相談支援」「参加支援」「地域支援」の機能を重層的に整える新制度がスタートします。

この制度改革を担当されている、厚生労働省地域福祉課の國信課長補佐(上田市出身)にお聞きしました。

(令和2年度社会福祉協議会トップセミナー、令和3年1月14日オンライン開催から)

地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正を担当

私は、上田市出身で、長野西高等学校で学びました。両親は、現在も上田市内の障がい者支援の現場で働いています。

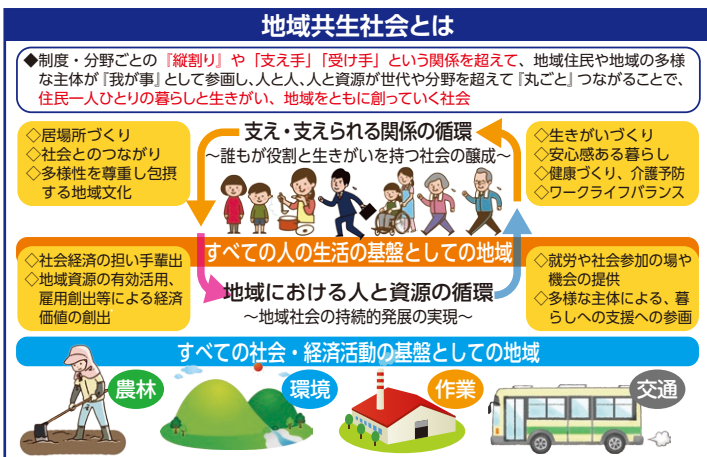
厚生労働省では、生活困窮者自立支援制度が福祉にかかわる最初のきっかけでした。そして今回、地域共生社会の実現を目指した社会福祉法の改正を担当しています。今回の改正は、福祉の対人支援の在り方にも踏み込んでおり、専門職の本来の専門性の捉え方など、私個人のバックグラウンドが少し反映できたかなという点で嬉しく感じています。

20年先の社会と福祉のあり方を見据えて

国全体が今後どうなっていくかという点ですが、人口減少の中でつながりが難しくなってきたことに加え、一人ひとりの世帯の構成や個人のライフスタイルの多様化に伴い、世帯構成の変化や地域のつながりの希薄化となり、個人や世帯が抱える課題が複雑・複合化してきています。このような日本社会の変化や一人ひとりの人生、暮らしの変化を捉えたときに、今の日本の社会福祉、社会保障の制度でこのような多様化を受けとめられる

体制や制度になっているかということが、まずもっての問題になります。

これまで福祉制度は特定の属性を対象として、マイナスイメージからゼロに引き上げていくことでボトムアップを図ってきました。こうした経緯の中で縦割りの関係性で区切られてきてしまっているという福祉の状態に問題意識を持ち、「縦割り」を超えていく、そして一方的に「支えられる側」「支える側」という援助の中での固定的な関係性を超えていこうというのが、地域共生社会の一つのコンセプトであり、その実現に向けて制度改革にトライしてきました。



日本社会や個人の暮らしの変化に、制度が合致していない、ズレてきてしまっている。このことをどうやって変えていくかということ、やはり制度を地域の現状、日本の現状に合わせていくべきだと思います。属性ごとではなくて、「人」を中心とした制度に変えていくこと、さらに人口減少が特に町村部から進む中で、地域資源のあり方も都会のように潤沢ではない、でも自然はたくさんあるとか、顔の見える関係性はあるということのように、地域ごとに対応していくことが必要だと思います。

世帯支援、地域支援を重視した新事業を創設

このことを基に作られたのが今回の重層的支援体制整備事業です。これまでの福祉制度は、高齢や障がいなど対象者を限定したリスクに対して狙い撃ちという形で課題解決を図ってきました。一方、本人にまだ困り感がないような状態の方に対して、つながり続けるということを中心据えた支援の観点も必要ではないかと思えます。生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050の50の方に早期につながっていくためには、課題解決を一直線に目指すのではなく、つながり続けていざれその方の状態や世帯構成が変化して、なにか困り感を感じ

たときにさつと手を差し伸べられるような、そういった関わりが重要ではないかと思えます。両者が機能することで本人の尊厳、世帯の尊厳が保たれていくのではないかと思います。

また、支援者と本人との関係性が維持されていること、「つながりそのものも支援なのだ」という観点は、課題解決の側面が強調されてきた専門職のバーンアウトも防ぐことにつながるのではないかと考えています。

さらに、個別の課題からだけではなく、地域を面として捉えたアプローチも重要になります。伴走型支援というのは人を中心とした対人支援のあり方として説明していますが、地域のセーフティネットや日々の暮らしを捉えると、地域住民同士が気にかかけ合いケアし合う関係性を築いていけるような地域づくりの事業化が重要だと思えます。対人支援が地域の中で豊かなつながりを作り出していき、そしてそのことに対して国が支援をする。一方、地域はつながりが強固になってくると排除の性質を持つ傾向があるので、地域や支援から孤立をしてくる人に対しては、先ほどお話しした専門職の伴走型支援によってつながり、そして地域住民同士の関係性の中になぎ戻していくことが求められます。これを繰り返すことでセーフティネットが充実し、

包摂する地域社会につながる、これがイコール地域共生、共に生きる地域づくりだと思います。

財源レベルで制度の縦割りを改善

この重層的支援体制整備事業の特徴は、一体的な事業を作るためにお金を混ぜている点です。これまでは、こうした事業に介護保険料を入れたり、目的を特定する税財源を入れたりすると、会計検査院からの指摘で、取組がストップしてしまうことがありました。国の方でみんな連携していこうと進めているのに、連携体制は組みづらいという流れになってしまっているのは非常にもったいないと思います、お金を混ぜる努力を重ねました。その結果、この事業全体に対して介護、障がい、子ども、生活困窮の各制度から出ていた財源を混ぜて、新たな交付金化（法律明記）をし、希望する自治体にお金を流していく。精算の段階で経理を区分して精算する必要が無いので、計画の段階から縦割りの体制を解除しやすくなっています。

地域共生社会を目指す大きなうねり！

血縁、地縁、社縁といったこれまで

福祉制度が前提としてきた共同体機能の低下や、個人が選択する人生や暮らしのあり方の多様化により、課題の複合化や複雑化が進む中で、制度側で考えていた個人のあり方、地域のあり方を変えていく必要があります。属性で区切るのではなく、包括的にみんな受け止めていく、そして、チーム支援によってその方のありたい暮らしにつなげていくことが重要です。地域の資源や支援力はさまざまですので、国が特定の形を示すのではなく、今回の制度改正のように国も一緒に考えながら、一人ひとりが望む社会参加を叶え、共に暮らす地域を作る、つながりを作っていくことが大きなうねりとなっていければと思います。

重層的支援体制整備事業について (社会福祉法第106条の4第2項)

- ①重層的支援体制整備事業の内容
- ②新事業の3つの支援について、第1号から第3号に規定。
- ③3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。市町村の中でこれらを一体的に実施。

機能		既存制度の対象事業等	
第1号	イ ロ ハ ニ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営 【障害】障害者相談支援事業 【子ども】利用者支援事業 【困窮】自立相談支援事業
		参加支援	【新】
第3号	イ ロ ハ ニ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(※通いの場を想定) 【介護】生活支援体制整備事業 【障害】地域活動支援センター事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業
		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	【新】
第4号		訪問等により継続的に繋がりを提供する機能	【新】
第5号		多機関協働	【新】
第6号		世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	【新】
		支援プランの作成(※)	【新】

(注)生活困窮者の共働の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。(※)支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。



進め！ 信州ふつころ プラン

長野県地域
福祉活動計画

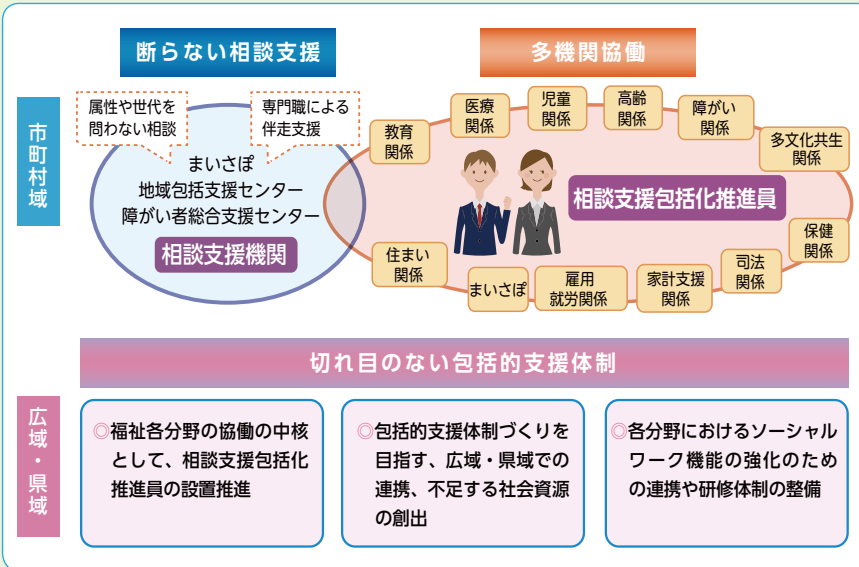
このプランについて紹介します

II 「ともに創る」を実践する

④ 断らない相談支援に向けた包括的支援体制づくり

◎断らない相談支援と多様で継続的な伴走支援による、包括的な支援体制づくりを推進します

■ 取組イメージ



福祉課題が複雑化するなかで、幅広く相談を受け止める「断らない」相談支援と相談者個人だけでなく

世帯を単位とした伴走支援の充実が求められています。
来年度施行される改正社会福祉法に基づく国の新たな施策を積極的に受け止め、多様な支援関係機関と協働しながら、市町村ごとに、切れ目のない包括的支援体制づくりを推進します。

りんご通信

令和元年東日本台風災害 復興の取組



長野復興ちゃんねるにて被災地から情報を発信中

被災者見守り訪問の実施 (佐久市)

佐久市社会福祉協議会では、災害ボランティアを派遣したお宅に対して「見守り訪問」を継続的にを行っています。

令和2年2月に実施した1回目の訪問では、災害直後に支えてもらったボランティアに対する感謝の声が多く聞かれました。6月に行った2回目の訪問では、雨の時期を迎えて「怖い」という不安や、コロナ禍で外出ができず人と話ができないという声が聞かれていました。



タブレットを利用し訪問履歴を「災害福祉カンタンマップ」(福祉だより信州No.780 りんご通信参照)に入力、情報の整理と電子マップとの連動にチャレンジ。

今回、3回目を12月からにしたのは、雨と同様に過去には雪も災害になっていることや、コロナ禍が長期化していることがあります。また、これまでの訪問を通して、精神的に落ち込んでいる方や悩みを抱える方、再建の目処が立っていない方のその後の状況や様子も確認したいと考えました。

継続した訪問活動を通して、住民の方との信頼関係や距離感が近くなり、家族の話や仕事の話、健康面なども具体的に話してもらえるようになりました。「やっと落ち着いてきた」「被災したことを忘れられていない」「また何かあったらお願い」そんな言葉もかけてもらえます。今後もこの関係性を大切にして「見守り訪問」を継続していきたいです。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和2年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

保険金額・年間保険料（1名あたり）

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	
	手術 入院中の手術		65,000円	
	保険金 外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
賠償責任の補償	地震・噴火・津波による死傷		×	○
	賠償責任保険金(対人・対物共通)		5億円(限度額)	
年間保険料			350円	500円

＜基本プランに加入される方へ＞

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

商品パンフレットは
コチラ
(ふくしの保険ホームページ)



ボランティア行事用保険

送迎サービス補償

福祉サービス総合補償

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

(傷害保険)

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者 ▶ **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
 (引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社) TEL: 03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)
 損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 ▶ **株式会社 福祉保険サービス**
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
 営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)
 この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(SJK19-12918 2020.2.10作成)

令和2年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために!

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

1 基本補償(賠償・見舞)

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)

定員		基本補償(A型)
補基本	1~50名	35,000~61,460円
備A型	51~100名	68,270~97,000円
付見	100名以降1名~10名増ごと	1,500円
補舞		
償用	基本補償(A型)	
B型	保険料	
		[見舞費用加算] 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員の補償

プラン4 社会福祉法人役員等の補償



スケールメリットを活かした
充実した補償と
割安な保険料
です。

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
 (引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社) TEL: 03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)
 損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 ▶ **株式会社 福祉保険サービス**
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
 受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

(SJK19-14131 2020.2.7作成)

介護サービス事業所の情報を掲載し、 皆様の事業所・施設選びを支援しています!



「介護サービス情報の公表制度」は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「自立支援」「利用者による選択（自己決定）」を実現するため、介護保険法第115条の35の規定により実施するものです。

実施主体は都道府県となっており、公表計画の対象となる事業所に報告を依頼し、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を「介護サービス情報公表システム」（厚生労働省）により提供しています。

長野県では、社会福祉法人長野県社会福祉協議会を「長野県介護サービス情報指定情報公表センター」として指定し、調査を実施しています。



出典:「介護サービス情報公表システム」(厚生労働省)
(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>)

介護サービス情報公表システム(インターネット上)



長野県介護サービス情報
指定情報公表センター
(社会福祉法人長野県社会福祉協議会)
提出された調査票を受理し、
調査後公表します。

指定、介護サービス
事業所情報共有

長野県

調査結果報告

令和2年度
報告依頼数: 3,855件
(令和2年12月末現在)

報告
依頼

システム上で
調査票を提出

介護サービス事業所

報告内容

- ・基本情報…法人・事業所の名称や所在地、連絡先、従業者情報、サービス内容、利用料等
- ・運営情報…事業所を運営するうえでの取組、外部機関との連携、従業者の研修等(※新規指定事業所は報告対象外)
- ・事業所の特色…事業所が任意で報告・公表する情報(サービスに関する自由記述や事業所の写真等)

介護サービス情報公表システムでは、介護サービス事業所の情報に加え、地域包括支援センターや認知症に関する相談窓口等も検索することができます。ぜひご活用ください。

厚生労働省
介護サービス情報公表システム
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/20/index.php>



長野県介護サービス情報指定情報公表センター
(社会福祉法人長野県社会福祉協議会)
TEL:026-226-2000 FAX:026-227-0137
E-Mail:kaigo@nsyakyo.or.jp



300年続く小滝を目指して ～小滝震災復興計画～



屋号が書かれた地図

長野県最北端に位置する栄村。村内には31の集落があります。中でも比較的小さな小滝集落は千曲川沿いのブナ林と田んぼに囲まれている、自然豊かな地域です。

突然の被災

2011年3月12日早朝、栄村で震度6強の地震が発生、小滝集落は孤立しました。避難所は人でごった返し、水やトイレの使用ができず生活に困りました。避難指示が解除され、半分の人が自宅に戻ることができ、今後の復旧について集落内で話し合いを重ねていきました。そして2年後、集落全員の想いを込めた「300年後へ小滝を引き継ぐ」というビジョンをつくりました。

なぜ300年後なのか

300年前、小滝には水が不足し、住民が村を出ていきました。その後、水路をつくり、水を引くことで集落に戻り、稲作を続ける、という歴史があったのです。今回の災害も同じ窮地であり、今度は300年後も続く集落づくりをしようと決意し、復旧・復興を目指しました。

300年後の小滝へ向けて

最終的に小滝へ戻った住民は13世帯30人ほど、最後の住民が戻ってきたのが翌年11月。1年9か月の時間がかかりました。12月1日は「復興の日」とし、毎年お茶会を開き1年の歩みを振り返り、小滝への「想い」を出してもらう日となっているそうです。

さらに、小滝震災復興計画を策定、復興には住民の力だけでは難しく、全国から多くの支援を受けながら活動をしました。

小滝震災復興計画3本柱

- ①あきらめない、暮らしやすい環境整備
- ②地域資源の見直しと活用
- ③集落外の人々との交流活動

活動の紹介

○公民館の再生

「公民館を再生し、みんなが集う行事を行う」ことを目標とし、住民とボランティアの手で公民館を再生し、たけのこ汁会、お祭り、



小滝の交流所に残る昔ながらの道具、現在は作れるものもないそうです

新年会(1/1住民全員が公

民館に集まる)など行ってきました。また、暮らしの文化を残すための文化財の保護も大切にしました。

○稲作の継続

300年前と同様、稲作によって集落が一つになるために田んぼの復旧へ取り組みました。そして「小滝米をブランド化し販売していこう」と各地を売り歩き、今ではひとつの企業と連携して希少なコシヒカリ「コタキホホワイト」として販売されています。

人とのつながり、地域の文化・歴史を大切にしながら、小滝の300年後へ向けた活動は今後も続きます。



住民やボランティアの力で再建した小滝公民館

小滝集落の様々な活動

- ・古道ウォーク
- ・震災体験記録集作成
- ・小滝の夜学 (お酒を飲みながら語り合う)
- ・交流からの商品開発
- ・屋号を大切に (震災で被災した樹木を材料として屋号の看板を作成)
- ・交流拠点づくり
- ・人づくり
- ・伝統工芸づくりを学ぶ
- ・法人設立: 合同会社「小滝プラス」全戸社員。
全員が賛同できる。同じ方向を向ける (住民全てに存在感、役割がある)
- ・移住者の受け入れ
- ・集落を知る、集落を積極的に関わる

社会福祉 HERO'S

ウェブサイト「ひとりひとりが社会福祉HERO'S」から引用しています。
http://www.shafuku-heros.com/

福祉の現場で活躍する
ヒーローたちをご紹介します。



(左) 特定非営利活動法人 すみれ会共同作業所
施設長 横森慎吾さん
(右) 株式会社ヤツレン専務取締役の三石博之さん



webでも
ご覧になります

三石 今年で5年目の農畜産物直販所ですが、当初から「地元の商品を置く」というコンセプトから、すみれ会の商品を置かせていただいています。農産物を中心にすると、冬場の商品が少なくなりますが、手芸品などがあると年間を通じて店内も色とりどり。すみれ会で作成した手づくりの布ぞうりには、以前にテレビで紹介されたことがあり、爆発的に売れました。農閑期は農家の皆さんもすみれ会の商品を真似して手芸品などをつくるようになりました。

本 号の表紙は、今年の干支「丑」にちなんで、南佐久郡南牧村の野辺山高原を走る国道141号線沿い「ポッポ牛乳」で知られるヤツレンの牛乳工場の隣「南牧村農畜産物直売所」にある牛の牧草ロール像と地元障がい者福祉施設「すみれ会共同作業所」のメンバーの皆さんです。ヤツレンが運営する農畜産物直売所では、ヤツレンで販売する乳製品や地元野菜と一緒にすみれ会メンバーが作成した手芸品や花豆などが陳列されています。ヤツレンとすみれ会のつながりや南牧村への想いを株式会社ヤツレン専務取締役三石博之さんとNPO法人すみれ会共同作業所施設長横森慎吾さんに伺いました。



すみれ会の商品を紹介してくださる三石さん。陳列されているのは売れ筋の「花豆」。



一躍人気商品となったすみれ会の布ぞうり。



ヤツレンが運営する南牧村農畜産物直販所。人と情報が行き交う村のアンテナショップ。



ひとつひとつ丁寧に作っているからこそ愛される商品です。



▲NPO法人すみれ会共同作業所HP



▲株式会社ヤツレンHP

地域の皆さんが育ててくれた農畜産物直販所なので、これからも村の大切な場として育てていきたいです。

三石 立地的にも山梨県との県境で観光客も多数いらしゃったり、地元の方皆さんも足を運んでいただくようになりました。これからも「村のアンテナショップ」を目指してすみれ会の商品など南牧村のものを販売していきます。このご縁をきっかけに、今では清掃業務をすみれ会にお願いするなど地域にとってもヤツレンにとってもすみれ会は地域に欠かせない存在となっています。

メンバーの士気も上がります。南牧村の一員として役割があることは本当にうれしいことです。今日は三石さんの熱い想いを初めて聞くことができてまた好きになりました(笑)

●ご感想、お問合せ、掲載希望等は下記へお寄せください。

長野県社会福祉協議会
総務企画部 企画グループ
TEL 026-228-4244
FAX 026-228-0130
E-mail kikaku@nsyakyo.or.jp

webでもご覧になります

長野県社会福祉協議会 福祉・介護べり帖



長野県福祉研修実施団体 きやりあねっと

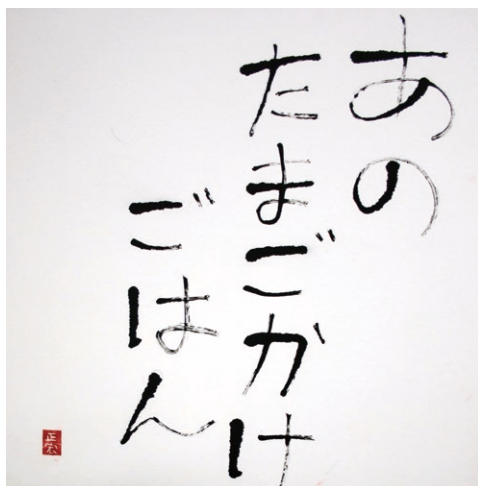
信州福祉・介護のひろば



ざわめくアート

『墨書』

作者:M(ペンネーム) 41歳男性 長野市在住



墨遊びのアートワークに参加してきたMさんと、いろいろおしゃべりしていると、自分の心の病について話をしてくれた。普段不安になったりいろいろ考えすぎてしまったりで心が揺れ動いているそうだ。ご家族と暮らしているが、なかなか自分の悩みや病気については理解してもらえず、もっと頑張れと言われるのがつらいと言う。それでもお母さんとの楽しかった思い出などを聞いていくと、幼き頃お母さんのまたぐらに抱っこされ、ご飯を食べさせてもらった風景を思い出し、あの時のたまごかけごはんがおいしかったなあ、と話してくれた。『あの』にはその時の風景やぬくもりが込められている。

(ながのアートミーティング 取材)